平成２７年（行ツ）第２５９号被上告人ら，同第２７０号被上告人指定代理人
早崎　裕子
小松　義浩
前田　華奈
廣瀬　哲也
島崎　武
平江　尚子
松元　春香

平成２７年（行ツ）第２５９号被上告人ら指定代理人
向原　裕司
盛武美智子
日髙　剛

平成２７年（行ツ）第２５９号被上告人宮崎県選挙管理委員会指定代理人
平原　利明
横山　幸子
濵川　哲一
宮永　英敏
鍋倉　敏

平成２７年（行ツ）第２５９号被上告人鹿児島県選挙管理委員会指定代理人
地頭所　恵
房村　正博
鳥越　哲
松元　賢治
小濵　修
小門　努

平成２７年（行ツ）第２６３号被上告人指定代理人
川村　明伸
瀬川　潤
金子　寿郎
奥山　芳博
森　弘樹
厂原　収
橋爪　一樹
内山　悟

平成２７年（行ツ）第２６４号被上告人宮城県選挙管理委員会指定代理人
佐藤　秀彦
山﨑　孝
菅原　幹雄

平成２７年（行ツ）第２６４号被上告人青森県選挙管理委員会指定代理人
安藤　毅
菊地　猛
渋谷　治
高橋　昌広

平成２７年（行ツ）第２６４号被上告人岩手県選挙管理委員会指定代理人
嵯峨　俊幸
田頭　悟
堀川　勇

平成２７年（行ツ）第２６４号被上告人福島県選挙管理委員会指定代理人
林　昭彦
熊田　孝
武藤　清
徳永　哲也
大津加　拓

平成２７年（行ツ）第２６４号被上告人山形県選挙管理委員会指定代理人
高橋　雅史
後藤　健二
日下部大士

平成２７年（行ツ）第２７０号被上告人指定代理人
比嘉　栄一
金城　正彦
宮城　力
與那覇政直
喜屋武　敦

平成２７年（行ツ）第２７８号被上告人指定代理人
武田　大資
森岡　裕輔
野田　仁志
白川　象三
折居　実
山本　達也
濱田　祐一
岡田　真康
髙橋　卓也

判決

原審原告青谷牧子ほか24人，原審被告福岡県選挙管理委員会ほか４人間の双方上告による選挙無効請求事件について，平成27年11月25日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２７年（行ツ）第２６７号，第２６８号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所平成26年（行ケ）第４号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成27年３月25日に言い渡した判決に対し，原審原告ら及び原審被告らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

1　原審被告らの上告に基づき，原判決を次のとおり変更する。

原審原告らの請求をいずれも棄却する。

2　原審原告らの上告を棄却する。

3　訴訟の総費用は原審原告らの負担とする。

理　　由

平成27年（行ツ）第267号上告代理人升永英俊ほかの上告理由及び同年（行ツ）第268号上告代理人定塚誠ほかの上告理由について

1　本件は，平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について，福岡県第１区から同第11区まで，佐賀県第１区及び同第２区，長崎県第１区から同第４区まで，熊本県第１区から同第５区まで並びに大分県第１区から同第３区までの選挙人である原審原告らが，衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　昭和25年に制定された公職選挙法は，衆議院議員の選挙制度につき，中選挙区単記投票制を採用していたが，平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後，平成６年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され，これらにより，衆議院議員の選挙制度は，従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下，上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば，衆議院議員の定数は475人とされ，そのうち295人が小選挙区選出議員，180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法４条１項），小選挙区選挙については，全国に295の選挙区を設け，各選挙区において１人の議員を選出するものとされ（同法13条１項，別表第１。以下，後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。），比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については，全国に11の選挙区を設け，各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条２項，別表第２）。総選挙においては，小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い，投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに１人１票とされている（同法31条，36条）。

⑵　平成６年１月に上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下，後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば，衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は，衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法２条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法３条（以下「旧区画審設置法３条」という。）は，上記の選挙区の区割りの基準（以下，後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき，①１項において，上記の改定案を作成するに当たっては，各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が２以上とならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定めるとともに，②２項において，各都道府県の区域内の選挙区の数は，各都道府県にあらかじめ１を配当することとし（以下，このことを「１人別枠方式」という。），この１に，小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下，この区割基準を「旧区割基準」といい，この規定を「旧区割基準規定」ともいう。）。本件選挙制度の導入の際に上記の１人別枠方式を含む旧区画審設置法３条２項所定の定数配分の方式を定めることについて，区画審設置法の法案の国会での審議においては，法案提出者である政府側から，各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分については，投票価値の平等の確保の必要性がある一方で，過疎地域に対する配慮，具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから定数配分上配慮したものである旨の説明がされていた。